

困難な問題を抱える女性の一時的な居住の場を提供する民間事業への市営住宅活用実施要綱の
一部を改正する要綱（案）

困難な問題を抱える女性の一時的な居住の場を提供する民間事業への市営住宅活用実施要綱（令和 7 年 8 月 28 日付け都市整備局長決裁）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
困難な問題を抱える女性の <u>生活再建のために必要な</u> 居住の場を提供する民間事業への市営住宅活用実施要綱	困難な問題を抱える女性の <u>一時的な</u> 居住の場を提供する民間事業への市営住宅活用実施要綱
第 1 章 事業概要 (趣旨)	第 1 章 事業概要 (趣旨)
第 1 条 この要綱は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）第 2 条に規定する困難な問題を抱える女性のうち、住まいに困窮する者を保護し、その心身の回復を図り、その自立を促進することを目的に、 <u>生活再建のために必要な</u> 居住の場を提供する民間事業（以下「本事業」という。）を行う者に対して、本市が、令和 3 年 3 月 25 日国住備第 639 号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知の趣旨に基づき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく使用許可（以下「使用許可」という。）により大阪市営住宅条例（平成 9 年大阪市条例第 39 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に定める公営住宅（以下「公営住宅」という。）を活用するために必要な事項を定めるものとする。	第 1 条 この要綱は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）第 2 条に規定する困難な問題を抱える女性のうち、住まいに困窮する者を保護し、その心身の回復を図り、その自立を促進することを目的に、 <u>一時的な</u> 居住の場を提供する民間事業（以下「本事業」という。）を行う者に対して、本市が、令和 3 年 3 月 25 日国住備第 639 号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知の趣旨に基づき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく使用許可（以下「使用許可」という。）により大阪市営住宅条例（平成 9 年大阪市条例第 39 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に定める公営住宅（以下「公営住宅」という。）を活用するために必要な事項を定めるものとする。
(定義)	(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び大阪市営住宅条例施行規則（平成9年大阪市規則第61号。以下「規則」という。）の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。 (1) 住宅困窮女性 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第2条に規定する困難な問題を抱える女性であって、<u>大阪市の区域内に住所を有するとともに公営住宅法（昭和26年法律第193号）第23条第2号に掲げる条件を具備するもの</u>をいう。 [（2）～（5） 略] （本事業の範囲） 第3条 本事業の範囲は、第4条に基づき市長が選定した法人（以下「使用予定法人」という。）が、住宅困窮女性に対して、第12条の使用許可に基づく公営住宅を使用して、<u>生活再建のために必要な</u>居住の場を提供し、見守り等の自立支援を行うとともに、必要に応じて衣食等の日常生活上必要なサービスを提供するものとする。 様式1 [様式 別紙2 挿入] 様式2 [様式 別紙4 挿入] 様式3 [様式 別紙6 挿入] 様式4 [様式 別紙8 挿入] 様式5 [様式 別紙10 挿入] 様式6	第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び大阪市営住宅条例施行規則（平成9年大阪市規則第61号。以下「規則」という。）の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。 (1) 住宅困窮女性 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第2条に規定する困難な問題を抱える女性であって、<u>公営住宅法（昭和26年法律第193号）第23条第2号に掲げる条件を具備するもの</u>をいう。 [（2）～（5） 同左] （本事業の範囲） 第3条 本事業の範囲は、第4条に基づき市長が選定した法人（以下「使用予定法人」という。）が、住宅困窮女性に対して、第12条の使用許可に基づく公営住宅を使用して、<u>一時的な</u>居住の場を提供し、見守り等の自立支援を行うとともに、必要に応じて衣食等の日常生活上必要なサービスを提供するものとする。 様式1 [様式 別紙1 挿入] 様式2 [様式 別紙3 挿入] 様式3 [様式 別紙5 挿入] 様式4 [様式 別紙7 挿入] 様式5 [様式 別紙9 挿入] 様式6
---	--

[様式 別紙12 挿入] 様式 7（表面） [様式 別紙14 挿入] 様式 8 [様式 別紙16 挿入]	[様式 別紙11 挿入] 様式 7（表面） [様式 別紙13 挿入] 様式 8 [様式 別紙15 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。	

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 8 年 月 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前に改正前の要綱に基づき大阪市営住宅使用許可書（様式 4）の交付を受けた使用許可法人については、当該大阪市営住宅使用許可書に記載の使用期間に限り、改正前の要綱規定が適用されるものとする。

大阪市長

法 人 名 称
法人所在地
代表者氏名
(電話番号：)

次のとおり、貴市の市営住宅を「困難な問題を抱える女性の一時的な居住の場を提供する民間事業への市営住宅活用実施要綱（以下「要綱」という。）」に基づく困難な問題を抱える女性の一時的な居住の場として使用したいので、要綱第4条第2項に基づき申し込みます。

記

1 使用を希望する市営住宅

希望 順位	所在区	市営住宅名	戸数	希望する 間取り	EV 有無の 希望	定員	その他 (住戸に関する希望等)
1							
2							
3							
4							
5							

※希望は最大5住宅、5戸までとします。

2 法人が現在実施している事業の概要

3 法人が市営住宅を使用し実施する予定の事業の概要

4 使用開始希望日 年 月 日

5 必要書類

- (1) 定款
- (2) 法人役員名簿
- (3) 要綱第5条第5号に掲げる実績を証する書類
- (4) 要綱第5条第8号に掲げる施設の運営を示す書類

大阪市長

法 人 名 称
法人所在地
代表者氏名
(電話番号：)

次のとおり、貴市の市営住宅を「困難な問題を抱える女性の生活再建のために必要な居住の場を提供する民間事業への市営住宅活用実施要綱（以下「要綱」という。）」に基づく困難な問題を抱える女性の生活再建のために必要な居住の場として使用したいので、要綱第4条第2項に基づき申し込みます。

記

1 使用を希望する市営住宅

希望 順位	所在区	名称	戸数	希望する 間取り	EV 有無の 希望	定員	その他 (住戸に関する希望等)
1							
2							
3							
4							
5							

※使用を希望する市営住宅数が6住宅以上ある場合は、希望順位を示したうえで、別紙（任意様式）を添付してください。なお、目的外使用許可ができるのは、最大5住宅、5戸までとします。

2 法人が現在実施している事業の概要

3 法人が市営住宅を使用し実施する予定の事業の概要

4 使用開始希望日 年 月 日

5 必要書類

- (1) 定款
- (2) 法人役員名簿
- (3) 要綱第5条第5号に掲げる実績を証する書類
- (4) 要綱第5条第8号に掲げる施設の運営を示す書類

選定結果通知書

年 月 日

法人名称

法人所在地

代表者氏名

大 阪 市 長

(担当：市民局男女共同参画課)

「困難な問題を抱える女性の一時的な居住の場を提供する民間事業への市営住宅活用実施要綱」第4条第4項に基づく 年 月 日付け申込のあった市営住宅の使用申込の結果について、次のとおり送付する。

記

1 使用に係る選定の可否 ()

【1が否の場合、以下空欄】

2 使用予定の市営住宅 ()

3 その他、特記事項 ()

※ この通知により、使用許可がなされることが確約されるわけではありません。

※ 使用許可申請については、本選定結果とは別に、市民局男女共同参画課との調整が必要になります。使用許可申請書の提出後に審査の上、使用の許可が判断されます。

選定結果通知書

年 月 日

法人名称
法人所在地
代表者氏名

大 阪 市 長
(担当：市民局男女共同参画課)

「困難な問題を抱える女性の生活再建のために必要な居住の場を提供する民間事業への市営住宅活用実施要綱」第4条第4項に基づく 年 月 日付け申込のあった市営住宅の使用申込の結果について、次のとおり送付する。

記

1 使用に係る選定の可否 ()

【1が否の場合、以下空欄】

2 使用予定の市営住宅 ()

3 その他、特記事項 ()

※ この通知により、使用許可がなされることが確約されるわけではありません。

※ 使用許可申請については、本選定結果とは別に、市民局男女共同参画課との調整が必要になります。使用許可申請書の提出後に審査の上、使用の許可が判断されます。

市 営 住 宅 使 用 許 可 申 請 書 (新規・更新)

年 月 日

大阪市長

法 人 名 称

法人所在地

代表者氏名

(電話番号：)

次のとおり、貴市の市営住宅を「困難な問題を抱える女性の一時的な居住の場を提供する民間事業への市営住宅活用実施要綱（以下「要綱」という。）」に基づく困難な問題を抱える女性の一時的な居住の場として使用したいので、許可くださるよう、要綱第6条第1項に基づき申請します。

記

1 使用する市営住宅

市営 住宅

2 法人が現在実施している事業の概要

3 法人が市営住宅を使用し実施する予定の事業の概要

4 使用開始希望日 年 月 日

5 必要書類

- (1) 定款
- (2) 法人役員名簿
- (3) 要綱第5条第5号に掲げる実績を証する書類
- (4) 要綱第5条第8号に掲げる施設の運営を示す書類
- (5) 履歴事項全部証明書
- (6) 応募する日の属する事業年度の前3事業年度（設立後、3事業年度を経過していない法人にあっては、申請日以前の全期間）における次に掲げる書類またはこれらと同等の書類で、法人の収支、財産状況が分かるもの。
 - ア 貸借対照表

イ 損益計算書

ウ キャッシュフロー計算書

- (7) 要綱第3条の実施内容を行う最初の事業年度及びその翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (8) 組織体制図（利用者、自治会、近隣住民等からの苦情及び緊急対応窓口を含む）
- (9) 宣誓書
- (10) 選定結果通知書

市 営 住 宅 使 用 許 可 申 請 書 (新規・更新)

年 月 日

大阪市長

法 人 名 称

法人所在地

代表者氏名

(電話番号：)

次のとおり、貴市の市営住宅を「困難な問題を抱える女性の生活再建のために必要な居住の場を提供する民間事業への市営住宅活用実施要綱（以下「要綱」という。）」に基づく困難な問題を抱える女性の生活再建のために必要な居住の場として使用したいので、許可くださるよう、要綱第6条第1項に基づき申請します。

記

1 使用する市営住宅

〇〇住宅

2 法人が現在実施している事業の概要

3 法人が市営住宅を使用し実施する予定の事業の概要

4 使用開始希望日 年 月 日

5 必要書類

- (1) 定款
- (2) 法人役員名簿
- (3) 要綱第5条第5号に掲げる実績を証する書類
- (4) 要綱第5条第8号に掲げる施設の運営を示す書類
- (5) 履歴事項全部証明書
- (6) 応募する日の属する事業年度の前3事業年度（設立後、3事業年度を経過していない法人にあっては、申請日以前の全期間）における次に掲げる書類またはこれらと同等の書類で、法人の収支、財産状況が分かるもの。

ア 貸借対照表

イ 損益計算書

ウ キャッシュフロー計算書

- (7) 要綱第3条の実施内容を行う最初の事業年度及びその翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (8) 組織体制図（利用者、自治会、近隣住民等からの苦情及び緊急対応窓口を含む）
- (9) 宣誓書
- (10) 選定結果通知書

大阪市営住宅使用許可書

大阪市指令都整管第 号

年 月 日

法人名称

法人所在地

代表者氏名

大阪市長

(担当：都市整備局住宅部)

年 月 日付け申請のあった大阪市営住宅を使用することについては、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の用途・目的を妨げない範囲内で、「困難な問題を抱える女性の一時的な居住の場を提供する民間事業への市営住宅活用実施要綱」第12条をふまえ、次の条項により許可する。

記

(使用許可市営住宅)

第1条 使用を許可する市営住宅は、次のとおりとする。

所在地 大阪市〇〇区〇〇

住宅名 大阪市営〇〇住宅

使用の対象となる住戸 〇号棟〇〇号室（以下「対象住戸」という。）

(使用する目的)

第2条 使用目的は、「困難な問題を抱える女性の一時的な居住の場を提供する民間事業への市営住宅活用実施要綱」（以下「要綱」という。）第6条第1項の規定に基づき市長に提出した使用許可申請書に記載した「法人が市営住宅を使用し実施する予定の事業の概要」のとおりとする。

(使用期間)

第3条 使用期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。なお、使用期間満了後、引き続き使用の許可を受けようとするときは、期間満了の1箇月前までに市長に申請しなければならない。ただし、対象住戸の使用を継続できる期間は、5年までとする。

(使用料)

第4条 使用料は、月額 円とし、納付方法は、別に定める納入通知書、口座振替又は自動払込により納期限までに納入しなければならない。

(保証金)

第5条 保証金 円 を納期限までに別に定める納入通知書により本市に納入しなければならない。

(使用許可の条件)

第6条 使用許可の条件は以下のとおりとする。

- (1) 使用許可法人は、対象住戸を要綱第3条に定めるもの以外の用に供してはならない。
- (2) 困難な問題を抱える女性の一時的な居住の場の用途に供される部分が、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（5）項ロに該当しなければならない。
- (3) 使用許可法人は、対象住戸を模様替えし、又は工作物を設置する必要がある場合は、「大阪市営住宅工作物設置等実施要綱」第6条第2項に基づき、あらかじめその旨を市長に申請し、承認を得なければならない。
- (4) 使用許可法人は、対象住戸の使用を終了しようとするときは、要綱第23条に掲げる費用を精算するとともに、終了の1箇月前までに市営住宅使用終了届及び誓約書（様式7）を市長に提出し、自己の費用で対象住戸を原状に回復して返還のうえ、市営住宅監理員又は市長が指定する者の検査を受けなければならない。
- (5) 使用許可期間中であっても、市営住宅建替事業等本市の事業に伴い明渡しを請求されたときは、当該対象住戸を速やかに明渡すこと。また、その際には対象住戸明渡し後の移転先の確保、及び明渡しに関する補償はしないものとする。
- (6) 使用許可法人は、対象住戸を使用する権利を他の者に譲渡し、交換し、担保に供し、また、要綱第7条に定める要件に該当しない者以外に使用させてはならない。
- (7) 入居支援対象者等が、対象住戸及びその周辺の環境を乱し、又は他の入居者若しくは周辺の住民に迷惑を及ぼした場合に、本市が指定した期日までに本市が求めた一定の対応を行うとともに、本市に対し、当該対応に関する報告を行わなければならない。
- (8) 使用許可法人は、宗教活動や政治活動を行ってはならない。また、入居支援対象者等が当該これらの活動を行った場合においても、使用許可法人の責任のもと速やかにその問題の解決を図らなくてはならない。
- (9) 使用許可法人は、市営住宅においての共益活動について、地域からの要請があった場合は参加、協力すること。なお、活動内容については、住宅によって異なる。
- (10) 使用許可法人は、前各号及びその他の条項並びに要綱に定める事項を厳守しなければならない。

第7条 使用許可法人は要綱第23条及び第29条に定める費用を負担しなければならない。

(使用許可の取消し)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことがある。

- (1) 使用許可法人がこの使用許可書並びに要綱の各条項に違反したとき
- (2) 使用許可法人がこの使用許可書並びに要綱の各条項に規定する義務を履行しないとき
- (3) 使用許可法人が不正の手段によってこの許可を受けたとき

- (4) 使用許可法人が使用料を 3 箇月以上滞納したとき
 - (5) 入居支援対象者等が対象住戸又は共同施設を故意に毀損した場合に、使用許可法人の責任のもと原状回復を行わないとき
 - (6) 入居支援対象者等が対象住戸及びその周辺の環境を乱し、又は他の公営住宅に入居する者若しくは周辺の住民に迷惑を及ぼす行為があった場合に、本市が指定した期日までに一定の対応を求めたにも関わらず、当該期日までに、使用許可法人からの当該対応に関する報告がなく、又は当該報告の内容が不十分であると本市が認めるとき
 - (7) 本市において対象住戸を公用又は公共用のために必要とするとき
 - (8) 使用許可法人が要綱第 5 条第 1 号アからエのいずれかに該当しなくなったとき
 - (9) 使用許可法人が要綱第 7 条に定める要件に該当しない者を入居させたとき
 - (10) 使用許可法人である法人の役員等（大阪市暴力団排除条例施行規則（平成 23 年規則第 102 号）第 3 条第 5 号アからエまでに該当する者。以下同じ。）が、暴力団員等であると認められるとき
 - (11) 使用許可法人である法人の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき
 - (12) 使用許可法人である法人の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき
 - (13) 使用許可法人である法人の役員等が、暴力団又は暴力団員等と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - (14) 使用許可法人である法人の役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、その相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、第 10 号から前号までの規定に該当すると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき
 - (15) その他市長が、要綱第 13 条に基づき附した使用許可の条件を満たさなくなったと認めるとき
- 2 前項の規定により市長が使用許可を取り消したとき、使用許可法人は速やかに対象住戸を明渡さなければならない。
- 3 第 1 項の規定により市長が使用許可を取り消したときは、使用許可法人は、取消日の翌日から当該対象住戸の明渡しをする日までの期間について、毎月、当該対象住戸に係る使用料の 2 倍に相当する額を支払わなければならない。
- 4 使用許可法人は当該使用許可の取消しによって生じた損失を本市に請求することができない。
- (原状回復)
- 第 9 条 使用許可法人が使用を終了しようとするとき、市長が使用許可を取り消したとき又は使用期間が満了し引き続き使用を許可しないときは、使用許可法人は、速やかに自己の費用で対象住戸を原状に回復して返還のうえ、市営住宅監理員又は市長が指定する者の検査を受けなければならない。
- 2 前項により行う検査において、原状回復が不完全な場合は、市長がこれを行い、その

費用を使用許可法人の負担とすることができる。この場合、使用許可法人は何等の異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第10条 使用許可法人は、使用許可法人の責めに帰すべき事由により、対象住戸の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による対象住戸の損害額に相当する金額を損害賠償額として市長に支払わなければならない。ただし、対象住戸を原状に復した場合は、この限りではない。

2 前項に定める場合のほか、使用許可法人は、本許可書に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として市長に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第11条 使用許可法人は、対象住戸に投じた改良のための有益費並びに修繕費等の必要費及びその他の費用を請求することができない。

(実地調査等)

第12条 市長は、使用許可法人に対し、対象住戸について随時に実地調査し、又は所定の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(申請内容の変更)

第13条 使用許可法人は、使用許可法人の住所、名称及び代表者氏名等に変更が生じたときは、ただちに法人情報の変更届(様式6)にその変更内容を証する証明書等を添えて市長に届け出なければならない。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として(訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの許可(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

大阪市営住宅使用許可書

大阪市指令都整管第 号
年 月 日

法人名称
法人所在地
代表者氏名

大 阪 市 長
(担当：都市整備局住宅部)

年 月 日付け申請のあった大阪市営住宅を使用することについては、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の用途・目的を妨げない範囲内で、「困難な問題を抱える女性の生活再建のために必要な居住の場を提供する民間事業への市営住宅活用実施要綱」第12条をふまえ、次の条項により許可する。

記

(使用許可市営住宅)

第1条 使用を許可する市営住宅は、次のとおりとする。

所在地 大阪市〇〇区〇〇

名称 〇〇住宅

使用の対象となる住戸 〇号棟〇〇号室（以下「対象住戸」という。）

(使用する目的)

第2条 使用目的は、「困難な問題を抱える女性の生活再建のために必要な居住の場を提供する民間事業への市営住宅活用実施要綱」（以下「要綱」という。）第6条第1項の規定に基づき市長に提出した使用許可申請書に記載した「法人が市営住宅を使用し実施する予定の事業の概要」のとおりとする。

(使用期間)

第3条 使用期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。なお、使用期間満了後、引き続き使用の許可を受けようとするときは、期間満了の1箇月前までに市長に申請しなければならない。ただし、対象住戸の使用を継続できる期間は、5年までとする。

(使用料)

第4条 使用料は、月額 円とし、納付方法は、別に定める納入通知書、口座振替又は自動払込により納期限までに納入しなければならない。

(保証金)

第5条 保証金 円 を納期限までに別に定める納入通知書により本市に納入しなければならない。

(使用許可の条件)

第6条 使用許可の条件は以下のとおりとする。

- (1) 使用許可法人は、対象住戸を要綱第3条に定めるもの以外の用に供してはならない。
- (2) 困難な問題を抱える女性の生活再建のために必要な居住の場の用途に供される部分が、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（5）項ロに該当しなければならない。
- (3) 使用許可法人は、対象住戸を模様替えし、又は工作物を設置する必要がある場合は、「大阪市営住宅工作物設置等実施要綱」第6条第2項に基づき、あらかじめその旨を市長に申請し、承認を得なければならない。
- (4) 使用許可法人は、対象住戸の使用を終了しようとするときは、要綱第23条に掲げる費用を精算するとともに、終了の1箇月前までに市営住宅使用終了届及び誓約書（様式7）を市長に提出し、自己の費用で対象住戸を原状に回復して返還のうえ、市営住宅監理員又は市長が指定する者の検査を受けなければならない。
- (5) 使用許可期間中であっても、市営住宅建替事業等本市の事業に伴い明渡しを請求されたときは、当該対象住戸を速やかに明渡すこと。また、その際には対象住戸明渡し後の移転先の確保、及び明渡しに関する補償はしないものとする。
- (6) 使用許可法人は、対象住戸を使用する権利を他の者に譲渡し、交換し、担保に供し、また、要綱第7条に定める要件に該当しない者以外に使用させてはならない。
- (7) 入居支援対象者等が、対象住戸及びその周辺の環境を乱し、又は他の入居者若しくは周辺の住民に迷惑を及ぼした場合に、本市が指定した期日までに本市が求めた一定の対応を行うとともに、本市に対し、当該対応に関する報告を行わなければならない。
- (8) 使用許可法人は、宗教活動や政治活動を行ってはならない。また、入居支援対象者等が当該これらの活動を行った場合においても、使用許可法人の責任のもと速やかにその問題の解決を図らなくてはならない。
- (9) 使用許可法人は、市営住宅においての共益活動について、地域からの要請があった場合は参加、協力すること。なお、活動内容については、住宅によって異なる。
- (10) 使用許可法人は、前各号及びその他の条項並びに要綱に定める事項を厳守しなければならない。

第7条 使用許可法人は要綱第23条及び第29条に定める費用を負担しなければならない。

(使用許可の取消し)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことがある。

- (10) 使用許可法人がこの使用許可書並びに要綱の各条項に違反したとき
- (11) 使用許可法人がこの使用許可書並びに要綱の各条項に規定する義務を履行しないとき

- (12) 使用許可法人が不正の手段によってこの許可を受けたとき
 - (13) 使用許可法人が使用料を 3 箇月以上滞納したとき
 - (14) 入居支援対象者等が対象住戸又は共同施設を故意に毀損した場合に、使用許可法人の責任のもと原状回復を行わないとき
 - (15) 入居支援対象者等が対象住戸及びその周辺の環境を乱し、又は他の公営住宅に入居する者若しくは周辺の住民に迷惑を及ぼす行為があった場合に、本市が指定した期日までに一定の対応を求めたにも関わらず、当該期日までに、使用許可法人からの当該対応に関する報告がなく、又は当該報告の内容が不十分であると本市が認めるとき
 - (16) 本市において対象住戸を公用又は公共用のために必要とするとき
 - (17) 使用許可法人が要綱第 5 条第 1 号アからエのいずれかに該当しなくなったとき
 - (18) 使用許可法人が要綱第 7 条に定める要件に該当しない者を入居させたとき
 - (10) 使用許可法人である法人の役員等（大阪市暴力団排除条例施行規則（平成 23 年規則第 102 号）第 3 条第 5 号アからエまでに該当する者。以下同じ。）が、暴力団員等であると認められるとき
 - (11) 使用許可法人である法人の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき
 - (12) 使用許可法人である法人の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき
 - (13) 使用許可法人である法人の役員等が、暴力団又は暴力団員等と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - (14) 使用許可法人である法人の役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、その相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、第 10 号から前号までの規定に該当すると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき
 - (15) その他市長が、要綱第 13 条に基づき附した使用許可の条件を満たさなくなったと認めるとき
- 2 前項の規定により市長が使用許可を取り消したとき、使用許可法人は速やかに対象住戸を明渡さなければならない。
- 3 第 1 項の規定により市長が使用許可を取り消したときは、使用許可法人は、取消日の翌日から当該対象住戸の明渡しをする日までの期間について、毎月、当該対象住戸に係る使用料の 2 倍に相当する額を支払わなければならない。
- 4 使用許可法人は当該使用許可の取消しによって生じた損失を本市に請求することができない。
- (原状回復)
- 第 9 条 使用許可法人が使用を終了しようとするとき、市長が使用許可を取り消したとき又は使用期間が満了し引き続き使用を許可しないときは、使用許可法人は、速やかに自己の費用で対象住戸を原状に回復して返還のうえ、市営住宅監理員又は市長が指定する者の検査を受けなければならない。

- 2 前項により行う検査において、原状回復が不完全な場合は、市長がこれを行い、その費用を使用許可法人の負担とすることができる。この場合、使用許可法人は何等の異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第10条 使用許可法人は、使用許可法人の責めに帰すべき事由により、対象住戸の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による対象住戸の損害額に相当する金額を損害賠償額として市長に支払わなければならない。ただし、対象住戸を原状に復した場合は、この限りではない。

- 2 前項に定める場合のほか、使用許可法人は、本許可書に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として市長に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第11条 使用許可法人は、対象住戸に投じた改良のための有益費並びに修繕費等の必要費及びその他の費用を請求することができない。

(実地調査等)

第12条 市長は、使用許可法人に対し、対象住戸について随時に実地調査し、又は所定の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(申請内容の変更)

第13条 使用許可法人は、使用許可法人の住所、名称及び代表者氏名等に変更が生じたときは、ただちに法人情報の変更届（様式6）にその変更内容を証する証明書等を添えて市長に届け出なければならない。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

大阪市指令都整管第 号
年 月 日

法 人 名 称
法人所在地
代表者氏名

大 阪 市 長
(担当：都市整備局住宅部)

大阪市営住宅使用不許可決定通知書

年 月 日付けで使用許可申請がありました市営住宅について、「困難な問題を抱える女性の一時的な居住の場を提供する民間事業への市営住宅活用実施要綱」第 16 条に基づき、次のとおり使用不許可と決定したので通知する。

・不許可の理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

大阪市指令都整管第 号
年 月 日

法 人 名 称
法人所在地
代表者氏名

大 阪 市 長
(担当：都市整備局住宅部)

大阪市営住宅使用不許可決定通知書

年 月 日付けで使用許可申請がありました市営住宅について、「困難な問題を抱える女性の生活再建のために必要な居住の場を提供する民間事業への市営住宅活用実施要綱」第 16 条に基づき、次のとおり使用不許可と決定したので通知する。

・不許可の理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

法人情報の変更届

年 月 日

大阪市長

法人名称

法人所在地

代表者氏名

(電話番号：)

大阪市指令都整管第〇号により次の市営住宅について使用許可を受けている法人の情報に変更が生じたので、「困難な問題を抱える女性の一時的な居住の場を提供する民間事業への市営住宅活用実施要綱」第19条第1項に基づき、次のとおり届け出ます。

記

使用している住戸

市営	住宅	棟	号室
市営	住宅	棟	号室

1. 変更があった法人情報

変 更 前	
変 更 後	

2. 添付資料（変更前後を証する証明書等）

法人情報の変更届

年 月 日

大阪市長

法人名称

法人所在地
代表者氏名

(電話番号：)

大阪市指令都整管第〇号により次の市営住宅について使用許可を受けている法人の情報に変更が生じたので、「困難な問題を抱える女性の生活再建のために必要な居住の場を提供する民間事業への市営住宅活用実施要綱」第 19 条第 1 項に基づき、次のとおり届け出ます。

記

使用している住戸

<u>〇〇住宅</u>	棟	号室
<u>〇〇住宅</u>	棟	号室

3. 変更があった法人情報

変 更 前	
変 更 後	

4. 添付資料（変更前後を証する証明書等）

市 営 住 宅 使 用 終 了 届

年 月 日

大阪市長

法 人 名 称
法人所在地
代表者氏名

（電話番号： ）

大阪市指令都整管第○号により使用許可を受けた市営住宅の使用を終了しますので、
「困難な問題を抱える女性の一時的な居住の場を提供する民間事業への市営住宅活用実施
要綱」第 28 条第 1 項に基づき、次のとおり届け出ます。なお、使用許可条件のとおり、
使用の対象となる住戸を原状に復旧することといたします。

記

- 1 使用の対象となる住戸 大阪市営○○住宅○号館○号室
- 2 所在地 大阪市○○区○○町○○
- 3 使用終了予定日 年 月 日

市 営 住 宅 使 用 終 了 届

年 月 日

大阪市長

法 人 名 称

法人所在地

代表者氏名

（電話番号： ）

大阪市指令都整管第○号により使用許可を受けた市営住宅の使用を終了しますので、
「困難な問題を抱える女性の生活再建のために必要な居住の場を提供する民間事業への市営住宅活用実施要綱」第 28 条第 1 項に基づき、次のとおり届け出ます。なお、使用許可条件のとおり、使用の対象となる住戸を原状に復旧することといたします。

記

- 1 使用の対象となる住戸 ○○住宅○号館○号室
- 2 所在地 大阪市○○区○○町○○
- 3 使用終了予定日 年 月 日

[様式8 別紙15]

大阪市指令都整管第 号
年 月 日

法 人 名 称
法人所在地
代表者氏名

大 阪 市 長
(担当：都市整備局住宅部)

大阪市営住宅使用許可取消通知書

年 月 日付けで使用許可申請がありました市営住宅について、「困難な問題を抱える女性の一時的な居住の場を提供する民間事業への市営住宅活用実施要綱」第 27 条第 1 項に基づき、次のとおり使用許可を取り消しましたので通知する。

・使用許可取り消しの理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

大阪市指令都整管第 号
年 月 日

法人名称
法人所在地
代表者氏名

大阪市長
(担当：都市整備局住宅部)

大阪市営住宅使用許可取消通知書

年 月 日付けで使用許可申請がありました市営住宅について、「困難な問題を抱える女性の生活再建のために必要な居住の場を提供する民間事業への市営住宅活用実施要綱」第27条第1項に基づき、次のとおり使用許可を取り消しましたので通知する。

・使用許可取り消しの理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。